

様式第二十三(第五十八条第五項関係)

形質変更時要届出区域台帳

兵庫県

整理番号	整 - 2 - 215	指定年月日・指定番号	令和3年1月8日	形 - 145	所在地	高砂市梅井六丁目828番1及び828番3の一部	
調製・訂正年月日	令和3年1月8日(調製)、令和3年3月29日(土地の形質の変更)、令和4年6月21日(区域の追加)、令和4年7月5日(土地の形質の変更) 令和5年5月30日(区域の追加)、令和5年5月30日(土地の形質の変更)、 令和6年8月6日(土地の形質の変更)						
形質変更時要届出区域の概況	事業場跡地				面積	245,422.92	m ²
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨				該当			
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類				-			
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由				全区画の試料採取等を省略 試料採取等に要する工期を短縮し、早期に土地利用を行うため			
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置				-			
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨				第58条第5項第12号に該当			
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称	
	R2.11.2	ジクロロメタン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		一般財団法人関西環境管理技術センター	
	R4.5.18 R5.4.10	ジクロロメタン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		一般財団法人関西環境管理技術センター	
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
	R3.4.15	R5.2.28	掘削、埋戻し、盛土		株式会社日本ネットワークサポート	有(無)	-
	R4.8.1	R5.7.31	掘削、埋戻し、盛土		関電プラント株式会社	有(無)	-
	R5.6.14	R5.6.25	掘削、埋戻し、盛土		関電プラント株式会社	有・(無)	-
	R6.9.10	R7.12.25	掘削、埋戻し、盛土		株式会社日本ネットワークサポート	有(無)	-

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。